

令和 5 年度全国健康保険協会滋賀支部事業計画 (案)

新 (令和 5 年度 事業計画)	旧 (令和 4 年度 事業計画)
<p>I. 事業計画について</p> <p>令和 5 年度までの 3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン (第 5 期) と単年度の計画である事業計画を連動させ、P D C A サイクルの推進を図るため、同プランにおいて、3 年後を見据えた重要業績評価指標 (KPI) を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。</p> <p>令和 5 年度は、保険者機能強化アクションプラン (第 5 期) の最終年度である。このため、これまでの実施状況等を検証し、各 KPI を確実に達成すべく、同プランの事業運営の 3 つの柱を基本方針とし、主な重点施策に着実に取り組む。</p> <p>II. 令和 5 年度の協会けんぽ滋賀支部運営の基本方針</p> <p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。</p> <p>あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。</p> <p>また、これらの取組を実現するためには、基本業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、柔軟かつ最適な事務処理体制のもと生産性の向上を図ることが不可欠であり、不断の業務改革を推進することにより、保険者の責務である基盤的保険者機能の盤石化を図る。</p>	<p>I. 協会けんぽの事業計画について</p> <p>令和 5 年度までの 3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン (第 5 期) と単年度の計画である事業計画を連動させ、P D C A サイクルの推進を図るため、同プランにおいて、3 年後を見据えた重要業績評価指標 (KPI) を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。</p> <p>このため、事業計画においては、保険者機能強化アクションプラン (第 5 期) の施策ごとに、主な重点施策及びそれに係る重要業績評価指標 (KPI) を定め、保険者機能強化アクションプラン (第 5 期)、また、同じく令和 5 年度末に終了する第 2 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 終了時点で KPI を確実に達成できるよう、同プランの事業運営の 3 つの柱を基本方針とし主な重点施策に着実に取り組む。</p> <p>II. 令和 4 年度の協会けんぽ滋賀支部運営の基本方針</p> <p>(II の 2 から移動) 訂正・追加</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>(2) 戦略的保険者機能関係 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。 また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">(Ⅱの(1)へ移動) 削除</p> <p>(3) 組織・運営体制関係 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。</p> <p>Ⅲ. 主な重点施策 (1) 基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行う</p>	<p>1. 加入者の健康度向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。 また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。</p> <p>2. 効率的かつ質の高い医療サービスの実現 保険者の基本的な役割である加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。 あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。 また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。</p> <p>3. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。</p> <p>Ⅲ. 主な重点施策 (1) 基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行う</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>とともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料</p>	<p>とともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくた</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報をホームページ等を活用し発信する。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（<u>受電体制及び窓口体制</u>）の標準化を促進し、<u>お客様満足度の向上</u>を図る。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>【困難度：高】</p> <p><u>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</u></p>	<p>めに極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報をホームページ等を活用し発信する。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>追加</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする</p> <p>【参考①】 <u>令和3年度実績 100%</u> <u>令和4年度実績 100%（令和4年9月現在）</u></p> <p>【参考②】 <u>令和3年度実績 95.5%</u> <u>令和4年度実績 94.7%（令和4年9月現在）</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題・課題を把握し、改善策を策定し、全職員に対し研修等により周知を図る。 退職者の多い適用事業所に対し「任意継続保険セット」を、また現物化の遅れている医療機関に対し「限度額認定証セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。 <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p style="text-align: center;">削除</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。 	<p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</p> <p>【参考①】 令和2年度実績 100% 令和3年度実績 100%（令和3年11月現在）</p> <p>【参考②】 令和2年度実績 93.9% 令和3年度実績 95.6%（令和3年11月現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題・課題を把握し、改善策を策定し、全職員に対し研修等により周知を図る。 退職者の多い適用事業所に対し「任意継続保険セット」を、また現物化の遅れている医療機関に対し「限度額認定証セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。 <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>（数値指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合について、前年度を上回る。 <p>【参考】 令和2年度実績 80.5% 令和3年度実績 83.5%（令和3年11月現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>・ 医療機関や市町と連携し、窓口に限度額適用認定申請書の配置を依頼することにより利用を促進する。また、申請書が配置できていない医療機関や、現物給付化が低い医療機関への申請書の配置や利用の働きかけを実施する。</p> <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 ・ 不正の疑いのある事案については、<u>重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。</u> ・ <u>柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。</u> ・ <u>厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</u> <p>■ <u>KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</u></p> <p><u>【参考】令和3年度実績 564件 0.40%</u> <u>令和4年度実績 284件 0.40%</u> <u>（令和4年9月現在）</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。 	<p>・ 医療機関や市町と連携し、窓口に限度額適用認定申請書の配置を依頼することにより利用を促進する。また、申請書が配置できていない医療機関や、現物給付化が低い医療機関への申請書の配置や利用の働きかけを実施する。</p> <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。 <p>⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化から移動</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> ・支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。 ・日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。 ・<u>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を積極的に実施する。</u> ・<u>柔整審査会や面接確認委員会を活用し、請求内容が作為的、不正又は著しい不当である施術所に対しての改善指導を実施する。</u> ・<u>あはき療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会を確実に実施する。</u> <p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（<u>ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等</u>）の進捗状況を踏まえ、<u>協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。</u> ・<u>社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</u> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。ま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。 ・日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。 <p style="text-align: center;">⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化から移動</p> <p>⑤ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検のあり方について検討する。 <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。ま</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>た、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※電子レセプトの普及率は <u>98.7%（2021 年度末）</u> となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【参考①】 <u>令和3年度査定率実績 0.386%</u> <u>令和4年度査定率実績 0.432%</u> （令和4年9月現在）</p> <p>【参考②】 <u>令和3年度実績 4,721円</u> <u>令和4年度実績 5,686円</u> （令和4年9月現在）</p> <p>i) 効果的な内容点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施する。 内容点検の質的向上を図り、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査を実施し、効果的かつ効率的なレセプト点検を実施する。 点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。 	<p>た、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※電子レセプトの普及率は 98.6%（令和2年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【参考①】 令和2年度査定率実績 0.376% 令和3年度査定率実績 0.364% （令和3年9月現在）</p> <p>【参考②】 令和2年度実績 5,004円 令和3年度実績 4,772円 （令和3年9月現在）</p> <p>i) 効果的な内容点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検効果向上計画に基づき、協会システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を実施する。 レセプト内容点検効果向上計画の実実施策より、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額を向上させる。 点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。 専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>・ 専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。</p> <p>・ 支払基金との連携を強化し、支払基金改革の進捗状況の情報を引き続き求めていく。 また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。</p> <p>ii) 効果的な資格点検の実施 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格点検の進捗管理を確実に実施する。 <u>新システムにより、迅速な処理、調査決定を実施し、債権発生後の速やかな回収を図る。</u> <p>iii) 効果的な外傷点検の実施 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>新システムにより、迅速な処理、照会を実施し、未回答者については再送付を実施のうえ提出を促し照会回答を得ることにより、第三者行為による傷病届の提出勧奨、提出を確実に実施する。</u> 負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、新システムを活用し迅速に調査決定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。 <p>iv) 多受診者への適正受診指導の強化 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。 <p>④ 現金給付の適正化の推進へ移動_削除</p>	<p>施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。</p> <p>・ 支払基金との連携を強化し、支払基金改革の進捗状況の情報を求めていく。 また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。</p> <p>ii) 効果的な資格点検の実施 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格点検の進捗管理を確実に実施する。 効果的な点検体制を構築し、かつ効率的な点検を行い、債権発生後の速やかな回収を図るため、迅速な調査決定を実施する。 資格点検の進捗管理を確実に実施する。 <p>iii) 効果的な外傷点検の実施 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 負傷原因照会について確実に実施し、未回答者には再送付のうえ提出を促し照会回答を得る。 負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、迅速に調査決定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。 <p>iv) 多受診者への適正受診指導の強化 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。 <p>⑥ <u>柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</u>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>④ 現金給付の適正化の推進へ移動_削除</p> <p>⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・ 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極 	<p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、<u>制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受療についての正しい知識の普及を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</u> ・ <u>厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</u> <p>■ KPI：<u>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上</u>の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>【参考】令和2年度実績 604件 0.46% 令和3年度実績 366件 0.44% (令和3年10月現在)</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を強化する。</u> ・ <u>柔整審査会や面接確認委員会を活用し、請求内容が作為的、不正又は著しい不当である施術所の改善を図る。</u> <p>⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データ等を活用した事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1 が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>※1 社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</u></p> <p><u>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</u></p> <p><u>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</u></p> <p>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>	<p>施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整※1 により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2 の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>【参考①】 <u>令和3年度実績 86.06%</u> <u>令和4年度実績 88.18%（令和4年度上期）</u></p> <p>【参考②】 <u>令和3年度実績 79.99%</u> <u>令和4年度実績 64.11%（令和4年度上期）</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、早期に（おおむね1か月）3回実施する。（日本年金機構実施分含む） ※電子申請分は2回実施（日本年金機構では催告をしていない）。 ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。 iii <u>債権回収計画を策定し、新システムにより効率よく調定等の業務を実施、</u>計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。 iv 保険者間調整やレセプト振替サービスを積極的に活用するため、債務者にアウトソースによる利用勧奨を実施する。 ・ 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するための広報活動を行う。 ・ 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。 <p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>94%以上とする</u></p> <p>【参考】 令和2年度実績 93.1% <u>令和3年度実績 93.1%</u></p>	<p>【参考①】 令和2年度実績 92.72% 令和3年度実績 86.86%（令和3年度上期）</p> <p>【参考②】 令和2年度実績 82.19% 令和3年度実績 43.24%（令和3年度上期）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、早期に（おおむね1か月）3回実施する。（日本年金機構実施分含む） ※電子申請分は2回実施（日本年金機構では催告をしていない）。 ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。 iii 債権回収計画を策定し、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。 iv 保険者間調整やレセプト振替サービスを積極的に活用するため、債務者にアウトソースによる利用勧奨を実施する。 ・ 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するための広報活動を行う。 ・ 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。 <p>⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.5%以上とする</p> <p>【参考】 令和2年度実績 93.1% 令和3年度実績 51.1%（令和3年11月30日現在）</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。 未送達事業所について日本年金機構への照会等を実施し、送達を徹底する。 <p>⑧ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 また、「<u>経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）</u>」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び<u>電子処方箋の周知・広報等</u>に協力する。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p style="text-align: center;">削除 {</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、<u>健康保険委員研修会等</u>の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。 <p>⑨ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 	<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。 未送達事業所について日本年金機構への照会等を実施し、送達を徹底する。 <p>⑨ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会や算定基礎届説明会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。 <p>⑩ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と<u>実践の徹底</u>により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</p> <p>・ <u>相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQ を整備するとともに、本部実施の効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。</u></p> <p>・ <u>新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</u></p> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>(実施策) ・ 山崩し方式定着活動を推進することにより、職員一人ひとりの多能化と生産性の向上を図る。 ・ 電話対応マニュアルの活用、職員研修等により、相談業務の品質向上を図る。</p> <p>(2) 戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 加入者の健康度の向上</p>	<p>・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</p> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>(実施策) ・ 山崩し方式定着活動を推進することにより、職員一人ひとりの多能化と生産性の向上を図る。</p> <p>(2) 戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 加入者の健康度の向上</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>Ⅱ 医療等の質や効率性の向上 Ⅲ 医療費等の適正化</p> <p>① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、<u>6か年計画の目標達成に向けて最終年度</u>の取組を着実に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・<u>第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。</u> <p>（滋賀支部データヘルス計画）</p> <p><input type="checkbox"/>上位目標（10年程度先に成果を評価する目標） 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。 （目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る）</p> <p><input type="checkbox"/>中位目標（6年後に達成すべき目標） 生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少 （中間目標 2020年度：36.6%） （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。 <p>また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコア</p>	<p>Ⅱ 医療等の質や効率性の向上 Ⅲ 医療費等の適正化</p> <p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 <p>（滋賀支部データヘルス計画）</p> <p><input type="checkbox"/>上位目標（10年程度先に成果を評価する目標） 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。 （目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る）</p> <p><input type="checkbox"/>中位目標（6年後に達成すべき目標） 生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少 （中間目標 2020年度：36.6%） （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。 <p>また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコア</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>ングレポートによるデータ分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCA サイクルを一層強化する。 アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。 <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 <u>生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。</u> 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 <p>また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームの<u>定着により</u>、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は</p>	<p>リングレポートによるデータ分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCA サイクルを一層強化する。 アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。 <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 <p>また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を <u>71.1%</u>以上とする ② 事業者健診データ取得率を <u>14.3%</u>以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を <u>40.0%</u>以上とする</p> <p>○被保険者（40歳以上 受診対象者数 <u>135,823人</u>） ・生活習慣病予防健診 <u>実施率 71.1%</u> （受診見込者数 <u>96,610人</u>） 【参考①】 <u>令和3年度実績 66.0%（受診者数 92,233人）</u> <u>令和4年度実績 41.4%（受診者数 56,604人）</u> <u>（令和4年10月分まで）</u></p> <p>○事業者健診データ取得率 <u>14.3%</u>（取得見込者数 <u>19,422人</u>） 【参考②】 <u>令和3年度実績 13.3%（受診者数 18,565人）</u> <u>令和4年度実績 6.1%（受診者数 8,340人）</u> <u>（令和4年度10月分まで）</u></p> <p>○被扶養者（受診対象者数 <u>38,231人</u>） ・特定健康診査 <u>実施率 40.0%</u> （受診見込者数 <u>15,292人</u>） 【参考③】 <u>令和3年度実績 38.4%（受診者数 14,525人）</u> <u>令和4年度実績 20.5%（受診者数 37,905人）</u> <u>（令和4年度10月分まで）</u></p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 69.5%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 14.3%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 39.0%以上とする</p> <p>○被保険者（40歳以上 受診対象者数 136,609人） ・生活習慣病予防健診 <u>実施率 69.5%</u> （受診見込者数 94,943人） 【参考①】 令和2年度実績 64.3%（受診者数 88,602人） 令和3年度実績 44.7%（受診者数 63,090人） （令和3年11月分まで）</p> <p>○事業者健診データ取得率 14.3%（取得見込者数 19,535人） 【参考②】 令和2年度実績 11.2%（受診者数 15,481人） 令和3年度実績 7.8%（受診者数 10,946人） （令和3年度11月分まで）</p> <p>○被扶養者（受診対象者数 38,493人） ・特定健康診査 <u>実施率 39.0%</u> （受診見込者数 15,012人） 【参考③】 令和2年度実績 33.7%（受診者数 13,058人） 令和3年度実績 25.5%（受診者数 10,153人） （令和3年度11月分まで）</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>(実施策)</p> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。 ・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM 送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。 ・ 生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。 ・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。 ・ 事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。 ・ 被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。 ・ 無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、開始時期を早めることで、申し込みの少ない後半の会場への再勧奨等を積極的に行う。 ・ 特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。 ・ 健診機関、健診会場での新型コロナウイルス感染症対策を万全なものとし、また対策内容について広報を積極的に行う。 <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保</u> 	<p>(実施策)</p> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。 ・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM 送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。 ・ 生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。 ・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。 ・ 事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。 ・ 被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。 ・ 無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、開始時期を早めることで、申し込みの少ない後半の会場への再勧奨等を積極的に行う。 ・ 特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。 ・ 健診機関、健診会場での新型コロナウイルス感染症対策を万全なものとし、また対策内容について広報を積極的に行う。 <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p><u>健指導利用案内のパフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ <u>健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、令和5年度パイロット事業等を活用し、検討を行う。</u> ・ <u>経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため、特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を作成する。</u> ・ <u>令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、協会におけるモデル実施の効果検証を踏まえた運用方法を検討し、実施に向けた研修等を行う。</u> ・ <u>保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、全支部において複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、本部及び支部における採用活動の強化を図り、その確保に努める</u> ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。 ・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・ 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。 ・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できる

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>よう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。</p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p style="text-align: center;">削除 }</p> <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を <u>38.0%</u>以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>31.4%</u>以上とする</p> <p>（実施策） ○被保険者（特定保健指導対象者数 <u>20,654人</u>） ・ 特定保健指導実施率 <u>38.0%</u>（実施見込者数 <u>7,848人</u>） （内訳）協会保健師実施分 <u>15.4%</u>（実施見込者数 <u>3,171人</u>） アウトソーシング分 <u>22.6%</u>（実施見込者数 <u>4,677人</u>） 【参考①】 <u>令和3年度実績 18.6%</u>（実施者数 <u>3,635人</u>） <u>令和4年度実績 9.5%</u>（実施者数 <u>1,942人</u>） （令和4年度10月分まで）</p>	<p>よう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。に取り組む。</p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 <u>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 34.5%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 31.0%以上とする</p> <p>（実施策） ○被保険者（特定保健指導対象者数 20,492人） ・ 特定保健指導 実施率 34.5%（実施見込者数 7,066人） （内訳）協会保健師実施分 15.5%（実施見込者数 3,171人） アウトソーシング分 19.0%（実施見込者数 3,895人） 【参考①】 令和2年度実績 17.3%（実施者数 3,182人） 令和3年度実績 11.8%（実施者数 2,421人） （令和3年度11月分まで）</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>○被扶養者（特定保健指導対象者数 <u>1,499人</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 <u>31.4%</u>（実施見込者数 <u>471人</u>） 【参考②】 <u>令和3年度実績 24.3%</u>（実施者数 <u>350人</u>） <u>令和4年度実績 13.3%</u>（実施者数 <u>191人</u>） <u>（令和4年度10月分まで）</u> <p>○特定保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。 ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。 ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。 ・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。 <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、<u>血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。</u></u> ・ <u>特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。</u> ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を</p>	<p>○被扶養者（特定保健指導対象者数 1,441人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 31.0%（実施見込者数 447人） 【参考②】 令和2年度実績 30.8%（実施者数 393人） 令和3年度実績 15.1%（実施者数 209人） （令和3年度11月分まで） <p>○特定保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。 ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。 ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。 ・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。 <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。 ・ <u>また、</u>かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p data-bbox="302 199 542 231">13.1%以上とする</p> <p data-bbox="212 236 622 268">【参考】令和3年度実績 9.9%</p> <p data-bbox="313 272 1052 311"><u>令和4年度実績 未確定（令和4年度11月末現在）</u></p> <p data-bbox="206 359 324 391">（実施策）</p> <ul data-bbox="212 399 1086 1197" style="list-style-type: none"> ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施 <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。 ・二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。 ・労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること、重症化を予防する。 ・この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。 ・滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。 <p data-bbox="190 1244 481 1276">iv) コラボヘルスの推進</p> <ul data-bbox="212 1284 1086 1436" style="list-style-type: none"> ・健康宣言について、<u>健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテ</u> 	<p data-bbox="1220 199 1460 231">12.4%以上とする</p> <p data-bbox="1153 236 1585 268">【参考】令和2年度実績 10.9%</p> <p data-bbox="1265 272 2004 311">令和3年度実績 未確定（令和3年度11月末現在）</p> <p data-bbox="1137 359 1256 391">（実施策）</p> <ul data-bbox="1144 399 2018 1197" style="list-style-type: none"> ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施 <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。 ・二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。 ・労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること、重症化を予防する。 ・この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。 ・滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。 <p data-bbox="1120 1244 1411 1276">iv) コラボヘルスの推進</p> <ul data-bbox="1144 1284 2018 1436" style="list-style-type: none"> ・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>を積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、<u>データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチ</u>について、<u>パイロット事業の活用を含め、展開を図る。</u> 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を <u>950 事業所</u>（※）以上とする （※）<u>標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</u></p> <p>【参考】<u>令和3年度実績 468 事業所</u> <u>令和4年度実績 625 事業所</u> <u>（令和4年度9月末現在）</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。 事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン方式など、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて柔軟に対応する。 健康教室を開催し（WEBによる開催も含む）、事業所における 	<p>会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 640 事業所以上とする。</p> <p>【参考】令和2年度実績 358 事業所 令和3年度実績 424 事業所 （令和3年度11月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。 事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン方式など、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて柔軟に対応する。 健康教室を開催し（WEBによる開催も含む）、事業所における

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>健康づくりの推進を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。 <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。</u> 加入者・事業主、<u>健康保険委員</u>等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（<u>動画、パンフレット等</u>）を<u>積極的に活用し</u>、広報を行う。 <u>令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</u> 健康保険委員活動の活性化を図るための研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>47%</u>以上とする</p> <p>【参考】<u>令和3年度実績 41.12%</u> <u>令和4年度実績 42.41%（令和4年9月末現在）</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な DM 勧奨を継続すると共に、被保険者数が一定以上の未委嘱事業所については、アクション宣言の勧奨と合わせた効率的な勧奨を行う。 <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉 〈課題分析〉</p>	<p>健康づくりの推進を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。 <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の広報資材を作成し広報を行う。 支部においては、本部で作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 47%以上とする</p> <p>【参考】令和2年度実績 43.03% 令和3年度実績 40.44%（令和3年9月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な DM 勧奨を継続すると共に、被保険者数が一定以上の未委嘱事業所については、アクション宣言の勧奨と合わせた効率的な勧奨を行う。 <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉 〈課題分析〉</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</p> <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <p>・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</p> <p><加入者へのアプローチ></p> <p>・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</p> <p>・ 県や県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</p> <p><その他の取組></p> <p>・ <u>ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、積極的に意見発信する。</u></p> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 <u>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u></p>	<p>・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</p> <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <p>・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</p> <p><加入者へのアプローチ></p> <p>・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</p> <p>・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</p> <p>】（前年度最終案での追加項目、支部は反映せず）追加</p> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を<u>年度末時点で</u>対前年度以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤 【参考】<u>令和3年度実績 80.9%</u> <u>令和4年度実績 81.2%（令和4年7月末現在）</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関への年2回の見える化ツールの提供を継続して行う。 ・ 医療関係団体等への働きかけも継続し、使用促進に関する広報等への協力依頼を行う。 ・ 保険者協議会と協力して、県内の医療機関へ積極的に働きかけを行う。 <p>④ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p style="text-align: center;">（本部事業計画案から削除） 削除</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者への周知として WEB やメディアを活用した広報を実施し、事業主への周知としては経済団体の定期広報誌等を活用した広報を行う。 	<p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を対前年度末以上とする。 ※ 医科、DPC、調剤、歯科 【参考】令和2年度実績 81.2% 令和3年度実績 80.3%（令和3年8月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関への年2回の見える化ツールの提供を継続して行う。 ・ 医療関係団体等への働きかけも継続し、使用促進に関するセミナーや広報への協力依頼を行う。 ・ 保険者協議会と協力して、県内の医療機関へ積極的に働きかけを行う。 <p>④ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 <p>【重要度：高】 <u>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者への周知として WEB やメディアを活用した広報を、事業主への周知としては経済団体の定期広報誌等を活用した広報を行う。

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ></p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するともに意見発信を行う。 <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果データ、医療費データ等を活用し、県内の特徴的な傾向をつかむことによって意見発信につなげる。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ・ これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。 <p>(数値指標)</p> <p>他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする</p> <p>【参考】令和3年度実績 参加率100% (会議開催なし)</p>	<p>⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ></p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。 <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果データ、医療費データ等を活用し、県内の特徴的な傾向をつかむことによって意見発信につなげる。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ・ これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。 <p>(数値指標)</p> <p>他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする</p> <p>【参考】令和2年度実績 参加率100% (会議開催なし)</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p data-bbox="315 199 837 272"><u>令和4年度実績 参加率 100%</u> <u>（3回開催 令和4年11月末現在）</u></p> <p data-bbox="192 320 1093 472">iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・ 保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</p> <p data-bbox="192 520 1093 711">iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> <p data-bbox="221 759 1093 991">【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p data-bbox="192 1038 1093 1158">■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する。</p> <p data-bbox="208 1206 1093 1398">(実施策) ・ 本部提供データ等を活用し、ホームページへの掲載や各広報媒体を利用し、滋賀支部の状況を発信する。 ・ 協定を締結している諸団体にも協力を依頼し、子ども医療費適正化の啓発を行う。</p>	<p data-bbox="1256 199 1800 272">令和3年度実績 参加率 100% (会議開催なし 令和3年12月末現在)</p> <p data-bbox="1149 344 1312 408">} 追加</p> <p data-bbox="1122 520 2022 711">iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> <p data-bbox="1149 759 2022 991">【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p data-bbox="1122 1038 2022 1158">■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p data-bbox="1137 1206 2022 1398">(実施策) ・ 本部提供データ等を活用し、ホームページへの掲載や各広報媒体を利用し、滋賀支部の状況を発信する。 ・ 協定を締結している諸団体にも協力を依頼し、子ども医療費適正化の啓発を行う。</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 本部・支部による医療費等分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けて、基礎情報等を活用して医療費や<u>健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。</u> ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、<u>地方自治体、国民健康保険団体連合会</u>等と連携した医療費や<u>健診結果の地域差の要因分析</u>を実施する。 ・ 医療費適正化に向けて、<u>エビデンスに基づいた</u>事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、近隣の大学・研究機関など外部有識者の知見等も活用して分析を実施する体制を整える。 <p>ii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する体制を整える。</u> ・ <u>支部の加入者約 35 万人分のデータを活用した調査研究を推進するとともに、統計分析研修や本部と支部の連携強化等による人材育成を通して、支部における調査研究を推進する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p><u>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</u></p>	<p>⑥ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 本部・支部による医療費等分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けて、本部においては支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成する。支部においては、基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。 ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、都道府県、市区町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。 ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、近隣の大学・研究機関など外部有識者の知見等も活用して分析を実施する体制を整える。 <p>ii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部、支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、調査研究フォーラムを開催し、調査研究報告書を発行するとともに、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する。【本部実施】 ・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、調査研究を推進するための体制のあり方について検討する。

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>【困難度：高】 <u>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</u></p> <p>(実施策) <ul style="list-style-type: none"> 統計分析研修等に積極的に参加し、<u>支部調査分析プロジェクトチームを活用して調査研究を推進する。</u> </p> <p>(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ① <u>人事制度の適正な運用</u> <ul style="list-style-type: none"> 管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。 </p> <p>(実施策) <ul style="list-style-type: none"> 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。 </p> <p>② <u>新たな人員配置のあり方の検討</u> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を支部ご </p>	<p>(実施策) <ul style="list-style-type: none"> 統計分析研修等に積極的に参加し、調査研究を推進するための体制を整える。 </p> <p>(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 <ul style="list-style-type: none"> 管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。 </p> <p>(実施策) <ul style="list-style-type: none"> 業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。 職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。 </p> <p>} 追加</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p><u>とに調査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方を検討する。</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。 ・ 職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。 <p>③ 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 ・ 面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。 <p>④ OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした本部研修に積極的に参加する。 ・ <u>採用2年目の職員を対象に、業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした新たな研修に参加する。</u> ・ <u>業務別研修として、保健師キャリア育成課程研修や経理担当者研修等に加えて、第3期データヘルス計画の策定等に関する研修にも積極的に参加する。</u> 	<p>追加</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 ・ 面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。 <p>③ OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>追加</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>・ 保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。 ・ 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 <p>また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。 ・ 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。 ・ 業務に関する支部内勉強会を定期的実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。 <p>⑤ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】 <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。 ・ 他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。 <p>Ⅱ）内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理</p>	<p>・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討を進める。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。 ・ 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 <p>また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。 ・ 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。 ・ 業務に関する支部内勉強会を定期的実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。 <p>④支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】 <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。 ・ 他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。 <p>Ⅱ）内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理</p>

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。 <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・ <u>年4回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。</u> ・ <u>職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。</u> ・ <u>外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）を活用する。</u> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンスマニュアルを活用し研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。 <p>Ⅲ）その他の取組</p> <p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見 	<p>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。 <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンスマニュアルを活用し研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。 <p>Ⅲ）その他の取組</p> <p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見

新（令和5年度 事業計画）	旧（令和4年度 事業計画）
<p>直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> <p>【参考】 <u>令和3年度実績 25%（一者応札 2回/8回）</u> <u>令和4年度実績 28.6%（一者応札 1回/7回）</u> <u>（令和4年度10月末現在）</u></p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。 ・ 電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 ・ 事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 継続的なムダの発掘により経費を削減する。 	<p>直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> <p>【参考】 令和2年度実績 33%（一者応札 3回/9回） 令和3年度実績 28.6%（一者応札 2回/7回） （令和3年度11月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・ 調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。 ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。 ・ 電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 ・ 事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・ 継続的なムダの発掘により経費を削減する。